

北海道の少年院と少年鑑別所のニューズレター らぽーと

RAPPORT

No. 102

2023.2

特集

総合型少年院の機能について
～北海道唯一の少年院として～

改正少年法
～矯正教育の充実化～

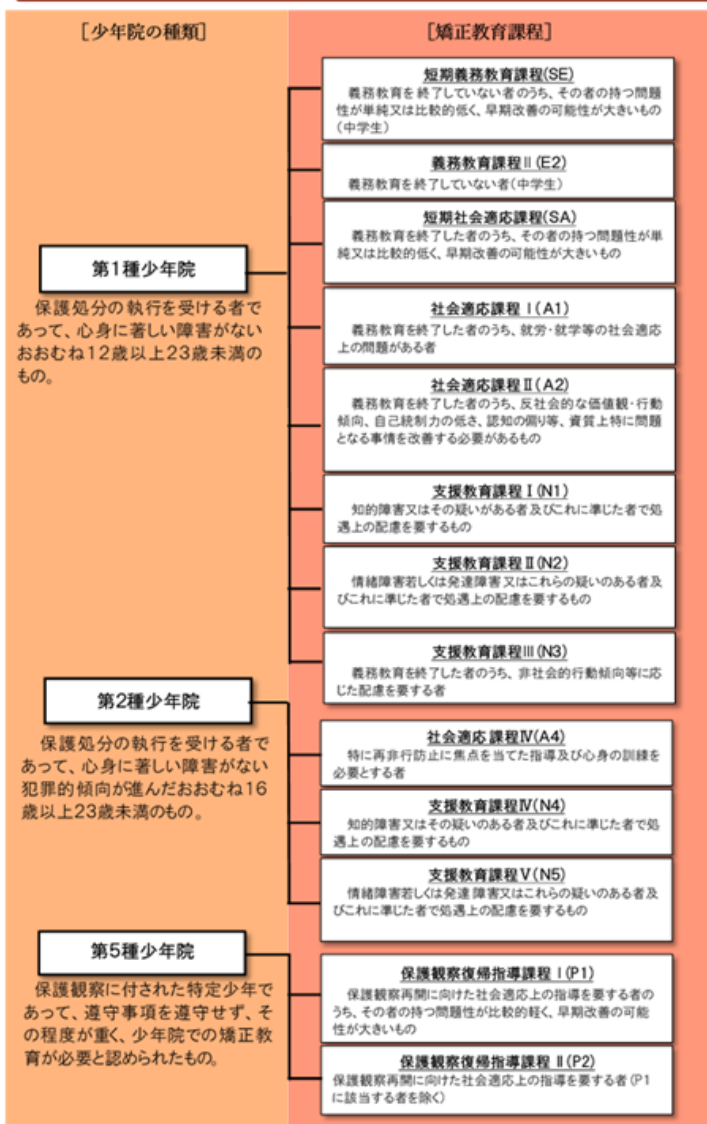


特集I

総合型少年院の機能について ～北海道唯一の少年院として～



北海少年院に収容される少年



北海少年院は令和元年9月に月形学園の機能が、また令和三年九月には帯広少年院の機能が移転され、道内の全ての少年院の機能が北海少年院に集約されたことから、男子少年院として全国最多の十三の教育課程(左図参照)を有し、小学生、日本人と異なる処遇上の配慮を要するもの、医療措置が必要なものと及び受刑在院者以外のものを対象として矯正教育及び社会復帰支援を実施することとなりました。

そのため、それぞれの矯正教育課程の正しい理解に努め、それぞれの矯正教育課程の特徴を生かした矯正教育を実施しています。

例えば、支援教育課程では、コーディネーションプログラム(運動発達に沿った単純な動きのトレーニング)やセカンドステップ(レッスンスキルトトレーニング)を行うことにより、支援教育課程の在院者が苦手とする身体のパラメータを身に付けさせ、感情統制能力を養っています。社会適応課程では、将来の就職に直結する有益な資格として、大型特殊自動車運転免許証や介護職員初任者研修課程修了証の取得などを行っています。

また、在院者一人ひとりの特性や多様なニーズに対応するため、法務教官のほか、法務技官(心理)、医師、福祉専門官及び社会福祉士など多様なノウハウを有する職員を配置し、相互に連携することにより、処遇の充実化を図るとともに、きめ細やかな働き掛けを行うことにより、入院後に明らかになった在院者の課題等にも柔軟に対応しています。

さらに、男子少年を処遇してきた北海少年院と女子少年を処遇してきた分院である紫明女子学院がそれぞれの得意分野を生かして、協働して在院者の処遇を実施することにより、効果的な矯正教育を展開しています。

今後も総合型少年院として、様々な特性を持った在院者に適切な矯正教育及び社会復帰支援を実施していきますので、御支援よろしくお願いたします。

北海道唯一の 少年院としての役割

保護観察所との連携

～バトンゾーン・モデル～

これまで私たち少年院の法務教官は、出院後の仮退院者を支援するには、退院者等からの相談の枠組みにより支援を行ってきました。本年度からはこれに加え、在院中から特に支援が必要な少年については、在院中に築いた寮の職員との信頼関係を生かして、積極的に支援を行うことで、円滑に施設内処遇から社会内処遇に移行させ、再犯防止を行うことを目的としたバトンゾーン・モデルという取組を実施しています。在院時の担任職員等が保護観察所で面接を行います。面接を実施した仮退院者は皆一様に当時の担任職員に良い報告ができるのをうれしく思っているようで、出院後に担任職員が会いに来ること自体が、仮退院者の生活に張りを持たせているように感じています。今後も、保護観察所と連携して、切れ目のない積極的な支援を充実させていきたいと考えています。



地域社会との連携

～居場所づくり～

再犯防止のためには、少年院の矯正教育だけではなく、地域社会における健全な生活設計が重要となります。出院後の就労先や就学先が決まっている者と決まっていない者では、再犯率に大きな差が出るという結果が出ています。そこで近年、力を入れているのは就労支援や修学支援等の社会復帰支援の取組です。出院後の進路を在院中に決めることができるように、在院中にハローワークを通じて採用面接を実施していただいたり、学校関係者に説明会を実施していただいたりしています。また就労先への見学や、職場体験など千歳市内の企業に御協力をいただき、少年の社会復帰が円滑に進むよう、御支援をいただいています。

在院者の社会復帰のためには、少年院での矯正教育だけではなく、地域社会と連携して、少年たちが社会の一員であると感じることや出院後に自分が必要とされていると思うことが、出院後の居場所づくりや健全な社会生活にとっても重要であると感じています。



特集2

改正少年法

～矯正教育の充実化～

令和4年4月に民法が一部改正され、成年年齢が18歳に引き下げられました。また、少年法も一部改正され、18歳及び19歳の者は「特定少年」として位置づけがなされましたが、これを受けて、少年院の矯正教育も様々な対応がなされましたので、特に主な4点を紹介します。

第5種少年院の設置

保護観察中の者に対する收容決定（少年法第六十六条第一項）がなされた場合に対応するため、少年院に第五種少年院が新設されることになりました。

第五種少年院における教育目標は円滑に保護観察に復帰させることであり、保護観察中に少年院に送致され、出院後は、保護観察が再開されることを見据えた効果的な処遇を展開するため、これまで以上に保護観察所との連携を強化する必要があります。

第五種少年院では比較的短い期間で社会復帰させていくことになり、社会に近い状態で教育できるように配慮しています。



保護観察復帰プログラム

第五種少年院の在院者に対して、保護観察に復帰させるために、保護観察所と協働して実施するのが保護観察復帰プログラムです。同プログラムは、動機づけ面接における行動変容の理論を活用したワークブック教材RISE（左図参照）を用いた授業と特定少年、保護観察官、保護司、法務教官等で構成される二回のミーティングを組み合わせて実施されます。

第五種少年院の運営については、保護観察官との合同の研修も実施し、保護関係機関との連携に努めています。



成年社会参画指導

成年社会参画指導は、「成年に達した者について、自らの責任に基づき自律的に社会生活を営むために必要な自覚が欠如し、又は必要な知識及び行動様式が身に付いていない者」を対象者として実施するもので、まさに「特定少年」のための特定生活指導となります。指導目標は「成年であることの自覚及び責任の喚起並びに社会参加に必要な知識の付与等」となっており、内容は大きく分けて法教育と社会人教育の二部構成となっています。道内大学の法律専門家を講師として招いたり、また、周辺プログラムとして金融教育等も組み合わせ実施しています。



I 法教育	II 社会人教育	III まとめ
1 大人になる①	7 家族について	11 非行・犯罪について②
2 非行・犯罪について①	8 結婚について	12 大人になる②
3 ルールについて	9 仕事について	
4 契約について	10 友人について	
5 契約トラブルについて		
6 訴訟について		



製品企画科

特定少年を含む全ての在院者を対象に職業指導の類型や種目等が発展的に再編されました。その中で、従前から行っていた農園芸、木工、手工芸等の実習をベースに、新たに実社会における商品の流通やビジネス等の視点を踏まえ、製品の企画から展示・販売までの一連の流れを学ぶ製品企画科が立ち上げられました。当院ではアグリコース（旧農園芸科）、クラフトコース（旧木工科）が稼働し、昨年十一月には道の駅において当院で育てた野菜や陶芸作品の販売が行われました。少年たちが自らがどのような広告にすれば人の目につくのかなど、考えながらチラシやポップを制作しました。



改正少年法Q&A

Q 少年法は、どのような法律ですか。

A 少年法は、少年の健全な育成を図るため、非行少年に対する処分やその手続などについて定める法律です。少年法による手続・処分の特色として、①少年事件については、検察官が処分を決めるのではなく、全ての事件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定すること。②家庭裁判所は、少年に対し、原則として、刑罰（懲役、罰金など）ではなく、保護処分（少年院送致など）を課すこと。などが挙げられます。

Q 「保護処分」は「刑罰」とは違うのですか。

A 保護処分である少年院送致や保護観察は、少年の更生を目的として家庭裁判所が課す特別な処分であり、刑事裁判所が科す懲役、罰金などの刑罰とは異なるものです。

Q 選挙権年齢や民法の成年年齢は十八歳に引き下げられたのに、なぜ十八・十九歳の者に少年法を適用するのですか。

A 十八・十九歳の者は、成長途上にあり、罪を犯した場合にも適切な教育や処遇による更生が期待できます。そのため、今回の改正では、十八・十九歳の者も「特定少年」として引き続き少年法の適用対象とし、全ての事件を家庭裁判所に送って、原則として、更生のための保護処分を行うという少年法の基本的な枠組みを維持しています。

Q 特定少年の「原則逆送対象事件」について教えてください。

A これまでの①十六歳以上の少年のとき犯した故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件に加えて、②十八歳以上の少年のとき犯した死刑、無期又は短期（法定刑の下限）一年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件が追加されました。

Q 特定少年は、実名報道が解禁されるのですか。

A 今回の改正により、一八歳以上の少年（特定少年）のとき犯した罪については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼうなどによって犯人が誰であるかが分かるような記事・写真等の報道（推知報道）は原則として禁止されるものの、逆送されて起訴された場合（非公開の書面審理で罰金等を科す略式手続の場合は除く。）には、その段階から、推知報道の禁止が解除されることとなりました。



大学関係職員に対する施設見学会

昨年11月28日(月)に、法務省専門職員(人間科学)採用試験の法務教官区分の受験者増加に向けて、少年院の役割や法務教官・法務技官の仕事内容を大学関係職員に広く周知することを目的として、大学関係職員に対する施設見学会を行いました。4大学の参加があり、施設見学以外にも、今年度から実施している成年社会参画指導の模擬授業や若手法務教官からのメッセージ発表、法務技官(心理)からのメッセージ発表などを行いました。

施設見学



模擬授業



若手職員のメッセージ



アンケート結果

本日は貴重な体験をさせていただいて、ありがとうございました。毎年学内の説明会でいろいろな話を聞いていますが、実際に先生方の話を聞き「誰かの役に立つ」ことをキーワードに挙げていた方が多く、学生の中でもそういう思いを持つ子もいるので、法務教官の仕事について話してみたいと思います。

是非、本学科の在学生にも説明会で伺った内容を伝えたいです。実際に法務教官の皆様のお話を聞いたり、教育と支援の実際を知ったりすることが重要だと思いますので、今後、見学会や大学での講話などお願いできれば、大変ありがたいです。

法務省人間科学系インターンシップ



「法務省人間科学系インターンシップ」は、「法務省インターンシップ」とは異なりますので応募の際はご注意ください。

法務省
矯正局



法務省公式
YouTube



札幌矯正管区
フロントページ



施設だより

北海少年院 0123-23-3147



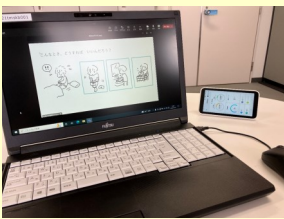
昨年10月に初めて駅伝大会を実施しました。閉庁となった帯広少年院で実施していた行事を取り入れ、6チームに分け、5区間全13kmを自分が担当した区間を責任もって走り、次の走者へタスキをつなぎました。持久走を苦手とする在院者も、チームのために最後まで全力で走り抜け、タスキを渡すと倒れ込む者もいるほどでした。チームのために全力を尽くすという経験は今後の社会復帰に向けて、大きな力になると感じています。ふだん運動不足の職員も参加し、在院者も職員も皆で走者を応援しながらスポーツの秋を満喫しました。

紫明女子学院 0123-22-5141



令和4年9月末日、秋晴れの中、当院ではガーデンパーティーを実施しました。職員と在院者が協力して会場設営や火起こし等を行い、在院者が心を込めて育てたジャガイモなどを調理して食事が開かれました。ジャガイモは在院者が作付け、収穫等を行ったものです。自ら育て、収穫し、調理した農作物をととても美味しく頬張り、笑顔があふれました。この行事を通して、食べ物への感謝の気持ちを持ったり、他者と協力しながら作業をやり遂げる達成感を味わったりと在院者にとって良い経験をする機会となりました。

札幌少年鑑別所 011-784-7441



これまで、地域の方々から御相談を受ける際は、当所にお越いただく必要がありましたが、オンラインでも実施できるようになりました。スマートフォンやタブレット、パソコン等を用いて、WEBカメラで互いに顔を見ながら話ができます。資料や教材を画面上で共有しながら、指導的な関わりをすることもできます。最近では、遠方の学校に通う生徒を対象に、当所で作成した教材を用いて指導を行いました。利用者の方からは、気軽に相談できるとして好評をいただいています。

オンラインでの面談や指導を御希望の方は、お気軽に当所職員へお伝えください。

函館少年鑑別支所 0138-51-5652



本年10月、赤レンガ造りの外観で観光名所ともなっている金森倉庫にて開催された函館矯正展に出展しました。メインは函館少年刑務所の刑務作業製品の販売となりますが、当支所では性格検査体験コーナーとして、PISE検査の無料体験や、パネル展示などの広報を行いました。コロナ禍にあって、ここ数年は開催を断念していたことや、初めての会場であったため、不慣れな点もありましたが、遠く関西から来た修学旅行生など、函館市内外のたくさんの方に検査を体験していただくことができました。

旭川少年鑑別所 0166-31-5468



当所では、毎年、近隣の消防署に講師を依頼して消火訓練及び救命・救急訓練を行っています。もちろん、万が一が無いように日々の業務を行っていますが、天災はいつ起こるかわかりませんので、いざという時、適切、適正に使用できるよう、機器の操作に習熟しておかなければなりません。

本訓練を通じて、当所における使用だけではなく、日常生活場面においてどのような場面に遭遇した時にも間違いなくスムーズに動けるよう、消防署員の助言を受け、一つひとつの動きについて確認し疑問点を解消させながら技術を磨き続けていきます。

釧路少年鑑別支所 0154-41-5808



在所者の健全育成のための支援の一環として、市内の科学館の学芸員である多胡孝一先生に宇宙に関する講話を行っていただいています。この講話は14年前から継続的に実施していただいているものであり、今般、この功績が評価され、多胡先生に法務大臣感謝状が贈られました。これは、私たち職員にとっても非常にうれしい出来事でした。

多胡先生、おめでとうございます。そして、ありがとうございます。今後ともどうぞよろしく願います。

北海道の少年院と少年鑑別所のニュースレター
RAPPORT(らぽーと) 102号

法務省: <http://www.moj.go.jp/>

編集・発行

札幌矯正管区
第三部

発行責任者
第三部長 小松 洋輔

発行日
2023年2月

札幌市東区東苗穂
1-2-5-5
電話 011(783)5063
FAX 011(780)2207